令和 5 年 1 月 16 日 関係府省庁申合せ

- 1 令和5年10月の消費税の適格請求書等保存方式への円滑な制度移行に当たって、 万全の準備を進める観点から、関係府省庁で連携し、必要な取組を行うために、適格 請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議(以下「会議」という。)を 開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官補(内政担当)

副 議 長 財務省主税局長

国税庁次長

中小企業庁長官

構 成 員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)

内閣府大臣官房政策立案総括審議官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長

警察庁長官官房総括審議官

金融庁総合政策局政策立案総括官

デジタル庁統括官(国民向けサービス担当)

総務省大臣官房総括審議官

総務省自治税務局長

法務省大臣官房政策立案総括審議官

文部科学省大臣官房総括審議官

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)

農林水産省経営局長

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

経済産業省経済産業政策局長

国土交通省政策統括官

- 3 会議の庶務は、財務省、国税庁、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、 内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5 「消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議の開催について」の 廃止について(令和5年1月13日関係府省庁申合せ)による廃止前の消費税軽減 税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議において検討した事項等について は、会議に引き継がれるものとする。